

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した生活保護法（以下「法」という。）に基づく各保護変更決定処分に係る各審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第1 審査会の結論

本件各審査請求は、いずれも棄却すべきである。

第2 審査請求の趣旨

本件各審査請求の趣旨は、〇〇福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が請求人に対して行った各保護変更決定処分（以下、各保護変更決定処分を順に「本件処分1」、「本件処分2」、「本件処分3」及び「本件処分4」といい、4件併せて「本件各処分」という。）の取消しを求めるものと解される。

第3 請求人の主張の要旨

請求人は、おおむね次のことから、本件各処分は違法・不当であると主張している。

本件処分1及び本件処分2について、保護費の計算が分からない。正しい保護費の算定をした上で、変更してほしい。

本件各処分について、令和3年11月から令和4年5月までの就労時の未払い時間外手当38,431円は、令和5年8月から相手会社に請求していたのを同年12月に相手側が認め、令和6年1月19日に支払われた収入である。処分庁のいう次官通知第8・3・(2)・エ・(イ)のその他の臨時的収入には値せず、就労に伴う収入であり、控除額は8,000円ではなく17,200円である。

次官通知第8・3・(3)・コにより、障害年金は収入には該当しないのに、収入認定され、引かれている。

第4 審理員意見書の結論

本件各審査請求はいずれも理由がないから、行政不服審査法45条

2項の規定を適用して、棄却すべきである。

第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
令和 6年10月29日	諮問
令和 7年 2月25日	審議（第97回第2部会）
令和 7年 3月18日	審議（第98回第2部会）

第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 法令等の定め

(1) 保護の補足性・基準

法4条1項は、保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われるとしている。

また、法8条1項は、保護は厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとしている。

したがって、就労に伴う収入あるいは就労に伴う収入以外の収入がある場合には、その収入額は、当該受給者の収入として認定されることになり、当該受給者の保護の基準とされた金額から控除されることになる。

(2) 職権による保護の変更

法25条2項及び同項が準用する24条4項は、保護の実施機関は、常に、被保護者の生活状態を調査し、保護の変更を必要とすると認めるときは、速やかに、職権をもってその決定を行い、決定の理由を付した書面をもって、これを被保護者に通知しなければならないとしている。

(3) 収入申告義務

法61条は、被保護者は、収入、支出その他生計の状況について変動があったときは、すみやかに福祉事務所にその旨を届け出なければ

ばならないとしている。

(4) 収入認定

ア 収入認定の原則

「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和 36 年 4 月 1 日付厚生省発社第 123 号厚生事務次官通知。以下「次官通知」という。）第 8・2 は、収入の認定は月額によることとし、この場合において、収入がほぼ確実に推定できるときはその額により、そうでないときは前 3 箇月間程度における収入額を標準として定めた額により、数箇月若しくはそれ以上の長期間にわたって収入の実情につき観察することを適当とするときは長期間の観察の結果により、それぞれ適正に認定することとしている。

イ 収入の認定

次官通知第 8・3 は、収入認定の認定指針を定め、収入認定するものを「(1) 就労に伴う収入」と「(2) 就労に伴う収入以外の収入」とに分け、後者について、次の 4 つの類型を挙げている。

「ア 恩給、年金等の収入」

「イ 仕送り、贈与等による収入」

「ウ 財産収入」

「エ その他の収入」

そして、「エ その他の収入」は、(ア)の地方公共団体等が年末等の時期に支給する金銭、(イ)の不動産又は動産の処分による収入、保険金その他の臨時的収入のいずれについても、その額が、世帯合算額 8,000 円（月額）を超える場合、その超える額を収入として認定することとしている（次官通知第 8・3・(2)・エ・(イ)）。

東京都作成の生活保護運用事例集（以下「運用事例集」という。）問 7－4 は、退職後に就労収入があった場合には、就労によって得られた収入ではあるが、保護申請日現在就労していないので通常の就労収入とは見なさず、「保険金その他の臨時収入」（次官通知第 8・3・(2)・エ・(イ)）として取り扱うとしている。

(5) 冬季加算

冬季加算については、保護基準の別表第 1 の生活扶助基準において定められている「基準生活費」の項目で、〇〇市内に居住する 1 人世帯の場合、11 月から 3 月までの期間において、1 月当たり 2,630 円の冬季加算額を計上することとされている（別表第 1・第 1 章・

1・(1)・ア「1級地」・(7)「1級地－1」・第2類・Ⅵ区（東京都は、同・(2)・イにより、冬季加算における地区別（都道府県別）において、「Ⅵ区」の区分とされる。））。

(6) 次官通知等の位置付け

次官通知は、地方自治法245条の9第1項及び3項の規定に基づく法の処理基準である。

また、運用事例集は、東京都内の実施機関が統一的な保護行政を行うための取扱いを示すもので、合理性を認めることができる。

2 本件各処分についての検討

これを本件についてみると、処分庁は、本件収入申告について、収入額38,431円が令和4年5月までの就労に係る収入であり、この就労は請求人の保護開始前に行われたものであったことから臨時的収入であるとして、収入額から8,000円を控除した30,431円を収入申告のあった令和6年2月分に収入認定し（本件処分1）、同月分の請求人の保護費は保護の基準額（支給済保護費の額）から収入認定額を控除した額となるため、同月分の支給済保護費が収入認定額分過払いとなり（保護費－30,431円）、返納額が30,431円であることを処分通知書に記載した。

そして、返納額30,431円を令和6年3月から同年5月までの3月にわたって収入充当することとし、同年3月分及び同年4月分の各保護費にそれぞれ10,000円を、同年5月分の保護費に10,431円を収入充当する保護変更を行った（本件処分2から本件処分4まで）。

本件収入申告による収入額は、就労による収入ではあるが、請求人の保護開始（令和5年2月14日）前の就労に対する対価であると認められるから、通常就労収入ではなく、次官通知第8・3・(2)・エ・(イ)に定める臨時的収入として取り扱うべきものであり（1・(4)・イ運用事例集参照）、次官通知第8・3・(2)・エ・(イ)は、臨時的収入の額が8,000円を超える場合はその超える額を収入として認定することから、本件収入申告に係る収入認定額は、収入額から8,000円を控除した30,431円となる。

保護は、要保護者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものであるから（1・(1)）、本件収入申告による収入認定額30,431円は、請求人の保護の基準とされた金額か

ら控除される。令和6年2月分の保護費は本件収入申告の際には既に請求人に支給されていたことから、同月分の支給済保護費は、収入認定額と同額分が過払となった。過払額を収入充当した同年3月分、同年4月分及び同年5月分の各保護変更決定処分（本件処分2から本件処分4まで）における過払額の計は、同年2月分の過払額に等しく、算定誤りは認められない。

また、本件処分3において、同年3月まで計上していた冬季加算額を削除したことも、保護基準の定め（1・(5)）に則ったものと認められる。

以上によれば、本件各処分は、上記1の法令等の定めに則った適正なものといえることができ、違法又は不当な点は認められない。

3 請求人の主張についての検討

請求人は、第3のとおり、請求人が収入申告した38,431円は、令和3年11月から令和4年5月までの就労時の未払い時間外手当で就労に伴う収入であるから、控除額は8,000円ではなく17,200円である、正しい保護費の算定をしてもらいたい等を主張する。

しかし、本件収入申告をした時点において、請求人は就労しておらず、本件収入申告による収入額を就労による定期的な収入と認めることはできないから、勤労に伴う必要経費として次官通知別表が定める基礎控除の額（収入金額別区分35,000円から38,999円までの基礎控除額は、17,200円とされている。）を控除することはできない。

また、本件収入申告の収入額38,431円を臨時的収入と認定し、次官通知が定める8,000円（月額）を控除して30,431円を収入認定した本件処分1に違法又は不当な点が認められないことは上記2で述べたとおりである。

さらに、本件処分1による収入認定額30,431円を同年3月から同年5月までの3月にわたって収入充当する保護変更をした本件処分2から本件処分4までの各処分（同年3月及び同年4月にそれぞれ10,000円、同年5月に10,431円）に違法又は不当な点がないことも上記2で述べたとおりであるから、請求人の主張を本件各処分の取消理由とすることはできない。

なお、請求人は、障害年金の収入認定に係る不服を述べるが、本件各処分において障害年金の収入認定に係る変更はなされていないから、

この点についての請求人の主張は、本件各処分の取消理由にはならないものである。

4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

その他、本件各処分にいずれも違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

後藤真理子、筑紫圭一、中村知己